

# 第13章

## 知的財産

### 1. ルールの外観

#### (1) ルールの背景

高度に発展した経済社会においては、発明、デザイン、ノウハウ、芸術作品等、人間の知的創造活動の産物が経済活動において重要な役割を果たしており、それらの創造活動を促進するために、発明、意匠、著作物、集積回路の回路配置、営業秘密等を法的に保護するための制度が整備されている。また、営業活動や生産活動の末に獲得された信用を保護し、消費者保護及び競争秩序の維持を図るため、標章の保護が図られている。

国際貿易においても、国際的に取引される商品やサービスの価値に占める、これらの知的財産の価値が近年飛躍的に増加しており、加盟国における知的財産の保護が不十分又は不適切な場合には、貿易秩序を歪曲するおそれがある。

開発途上国においては、知的財産の保護制度は有しているものの、保護の対象範囲を限定したり、保護期間を極めて短くしたりする等、保護の水準が不十分であったり、知的財産権侵害を排除するための権利行使の実効性が十分に確保できていない国が少なからず存在した。また、先進国においても、国際社会の大勢から大きく異なる態様の保護等、事実上の内外差別的な効果を持った制度を有する国が存在した。

知的財産の分野では、特許権、商標権等の工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約等、国際的な保護の在り方に関する国際協定が既に存在していたが、国際貿易秩序を整備するという観点から知的財産の適切な保護の枠組みを検討する必要性が認識

されるに至り、GATT の場でも、できる限り多くの国が参加して、通商面に関連した知的財産の保護水準に関する国際合意を作ることが急務であると認識された。かかる観点から、TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面：Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）の交渉は、ウルグアイ・ラウンド交渉の新分野を構成する重要な要素として位置づけられた。そして、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）が、1994年4月のマラケシュ会合において最終合意に至り、1995年1月1日に発効した。

#### (2) 法的規律の概要

TRIPS 協定の概要は図表II - 13のとおりであり、知的財産に関する通商関連における保護の在り方についての論点の相当程度をカバーするものとして、一部課題は残しつつも、知的財産の保護に係る最低限の水準を規定した包括的枠組みとして評価される。

その意義としては、①知的財産を全般的にカバーしていること、②パリ条約、ベルヌ条約等の既存条約との関係では、原則として保護水準が引き上げられているのみならず、パリ条約やベルヌ条約に未加盟の国にもそれらの条約の内容を遵守する WTO 協定上の義務が生じたこと、③知的財産関連条約では、初めて最恵国待遇が明記されたこと、④加盟国が国内法で担保すべき義務として、実質的な保護水準・権利内容を規定するのみならず、権利侵害行為に対する権利行使手続が詳細に規定されたこと、⑤紛争処理手続が設けられたこと、等が挙げられる。

&lt;図表 II-13&gt;TRIPS 協定の概要

適用範囲	知的財産（著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、非開示情報）の保護全般（第1条）。
既存条約との関係	パリ条約（工業所有権）やベルヌ条約（著作権）等の保護水準を基準とし、原則としてこれらの水準を引き上げるアプローチがとられている（第2条、第9条、第35条）。
基本原則	内国民待遇（第3条）及び最恵国待遇（第4条）が規定され、これらの義務は経過措置から除外されて、開発途上国についても協定発効時から適用される。 なお、パリ条約やベルヌ条約等に規定されている内国民待遇の例外はそのままとし、また、ベルヌ条約等の相互主義的取扱い、既存の国際条約に基づく措置、知的財産権の取得又は維持に関する多国間協定に規定する手続等については、最恵国待遇の例外と規定。知的財産権の消尽に関する問題（並行輸入問題等）については、内国民待遇及び最恵国待遇を除いて、TRIPS協定上のいかなる規定も同問題に用いてはならない旨規定（第6条）。
保護水準 (スタンダード)	著作権及び関連する権利については、コンピュータ・プログラムの保護（ベルヌ条約上の文学的著作物として保護）、貸与権等を規定（第10、11条）。 特許については、特許対象を「新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（治療方法等一部例外有り）」と広く設定し、物質特許制度の導入を義務づけ（第27条）。保護期間は出願日から20年以上（第33条）。また、強制実施権の設定に関する条件を詳細に規定（第31条、第31条の2）。地理的表示については、不正な地理的表示を防止するための国内制度整備、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）についての追加的保護を義務づけ（第22、23条）。 その他にも、商標、意匠、集積回路の回路配置、非開示情報の保護、ライセンス契約における反競争的慣行の規制等につき規定。
権利行使 (エンフォースメント)	国内での公正・公平・適正な権利行使手続を整備すべきことを規定。知的財産権の侵害行為に対する権利行使として、民事上の手続、国境措置等の行政上の手続、刑事上の手続に関する遵守すべきスタンダード（適正手続の保障、不当な遅延の防止、実効性の確保等）を規定。
紛争処理	WTOの紛争解決手続が準用される（第64条）（ただし、第64条2には、協定の発効から5年間は、GATT23条1 (b)（ノンバイオレーション申立）等は準用しない旨規定され、同モラトリアムは、現在まで閣僚会議にて累次延長されている）。TRIPS協定上の義務に違反すれば、関税譲許の撤回等、その他の分野における措置を受ける可能性もある。
経過措置	WTO協定発効の日から、第3～5条を除き、先進国は1年、開発途上国及び市場経済移行国は5年（～2000年1月）、後発開発途上国については11年（～2006年1月） <sup>※1</sup> のTRIPS協定適用義務に関する経過期間を規定（第65、66条）。 更に、開発途上国において物質特許制度を持たない国にあつては、当該制度導入につき更に5年間（計10年間、～2005年1月）の経過期間を付与（第65条4）。他方、経過期間を適用する開発途上国の補完的義務として、協定発効の日から、①医薬品等の物質特許の出願受理制度（メールボックス）を設けること、②特許出願の対象となった医薬品等に一定の要件の下で排他的販売権を認めること、を併せて義務づけ（第70条8及び9） <sup>※2</sup> 。 ※1 2005年11月のTRIPS理事会において、2013年7月1日まで後発開発途上国の経過期間を延長することが決定され、さらに2013年6月のTRIPS理事会において、2021年7月1日まで延長することが決定した。2020年10月のTRIPS理事会において、更なる期限の延長（終期の明示無し）及びLDCを卒業した場合にも卒業の日から12年間、TRIPS協定の規定（第3条から第5条を除く）を適用しない旨、チャド（LDCグループ代表）から提案がなされたことを受け、継続して議論する予定。※2 第70条第8及び9は経過期間を補完するためのものであり、第65、66条のようなTRIPS協定第6部の経過措置は適用されない（notwithstanding the provisions of Part VI）。一方、第70条9（医薬品の排他的販売権付与）の適用に関しては、2002年7月のWTO一般理事会において、2016年1月1日まで後発開発途上国に対して医薬品の排他的販売権付与義務を免除すること、当該免除については毎年レビューを行うことが決定されていた。当該義務免除を巡っては、期限を迎えるに際し2015年中に議論があり、最終的に、第70条第8及び9項両規定につき、2033年1月1日までの更なる免除が決定している。

### (3) 経済的視点及び意義

知的財産保護制度は、経済的に次の2つの側面を持つ制度的枠組みであると言える。第一の側面は、知的財産を開発・創出した者に特許権や著作権のような一定の排他的（独占的）権利を付与することによって、知的創造活動へのインセンティブを与えることで当該知的創造活動を促進し、また、新たな技術・知識の研究開発に対する資源の効率的な活用を促して、知的財産に基づく経済発展、イノベーションの基盤を提供することを目的とする側面である。第二の側面は、商標や地理的表示のような商品・サービス等の表示を保護することにより、業務上の信用及び市場における公正競争の維持を目的とするものである。

知的財産保護制度は、公正で自由な競争の確保等も踏まえて、各国の政策により決定されるべきものであるが、自由貿易の促進により、モノ・サービスの国際的取引が拡大することに伴い、国際的に最低限度の制度的な調和が必要とされている。

#### 知的財産権の不十分な又は不適切な保護がもたらす貿易歪曲効果

国際経済活動の拡大及びそれにおける知的財産の位置づけの高まりに伴い、知的財産の保護の不十分さ又は不適切さがもたらす貿易歪曲効果は極めて大きなものになってきている。

第一に、特定の国の知的財産保護制度が、過剰な保護を提供するものや内外差別的なものである場合、あるいは国際的に広く受け入れられているルールや手続と大きく異なる場合には、当該国以外の事業者にとって権利取得や権利行使に余分なコストや時間を要するために、非関税障壁となって自由貿易の円滑な発展を阻害することになりかねない。

第二に、自由貿易が進展する中での特定国における知的財産の不十分な保護は、不正商標商品や映像・音楽等の著作物の海賊版、デザイン模倣品等の知的財産権侵害物品の製造・流通を横行させ、権利者の正当な利益の確保を困難とし、権利者の経済活動に直接悪影響を及ぼすことになり、新製品の研究開発へのインセンティブを阻害しかねない。また、外国企業との技術ライセンス契約に対して、不当な契約期間の制限や、契約期間満了後の守秘義務の禁止等を課し、かつ権利者の正当な権利行使を制限することは、外国からの投資や技術移転を萎縮・阻害させ、技術の受入国の術技発展を低下させるのみならず、結果として関係国や、

ひいては世界経済にも悪影響を及ぼすこととなる。

この点、TRIPS 協定の前文第1段落には、「加盟国は、国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮し」と規定されていることから、TRIPS 協定が知的財産権の不十分又は不適切な保護がもたらす貿易歪曲効果に対処することを基本的な目的としていることは明らかである。

### (4) 最近の動向

#### TRIPS 理事会の状況

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、義務の遵守のチェックや、TRIPS 協定に関する事項の協議を行う場であり、毎年3回開催される通常会合等で議論がされている。

2020年の通常会合においては、①TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）の関係、②知的財産とイノベーション、③知的財産と公共の利益、④TRIPS 協定第66条2に基づく技術移転奨励措置、⑤地理的表示に係る検討事項（多国間通報登録制度、保護対象の拡大）、⑥TRIPS と公衆衛生に関する TRIPS 協定改正、⑦ノンバイオレーションに係る猶予期間、⑧新型コロナウイルス感染症に対する知的財産分野での対応、⑨新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め、治療に向けた、TRIPS 協定上の一部の義務の免除を求める提案、⑩LDC に対する TRIPS 協定第66条1に基づく経過期間延長等に関する議論が行われた。以下、上記①～⑩の議論の概要を説明すると共に、TRIPS 協定に関する最近の紛争案件（⑪）についてまとめる。

#### ①TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係

2001年11月のドーハ閣僚宣言（パラグラフ12（b）及び19）において、1993年に発効した生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）と TRIPS 協定の関係について、検討を行うことが合意された。

2020年通常会合において、中国、インド、ブラジル、南アフリカ等の途上国側からは、従来どおり、CBD 及び名古屋議定書の定める、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）が重要であり、TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、遺伝資源の出所開示要件の義務付けや、利益配分等のための TRIPS 協定改正の必要性が主張された。また、CBD 事務局

を TRIPS 理事会に招へいし、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべきである旨、WTO 事務局に関連文書の更新を行うべきである旨提案がなされた。加えて、10 月の通常会合においては、ジンバブエの提案により招へいされた WIPO 事務局より、政策策定支援や伝統的知識等の法令に関するデータベース整備等の活動内容について紹介があった。

これに対して、日本、米国、カナダ、オーストラリア等からは、遺伝資源の出所開示要件等はイノベーションを減退させるおそれがあることから反対の立場が繰り返し表明されるとともに、WIPO の遺伝資源等政府間委員会 (WIPO/IGC) こそが本議論に関し最適なフォーラムである旨主張がなされた。

議長からは、必要に応じた非公式の二国間協議や具体的な解決案の提示等が推奨された。

## ② 知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産権の活用成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国が主導し、日本も共同提案国となって、2012 年 11 月の TRIPS 理事会通常会合以来議論が行われている。

2020 年は、「MSME の競争力の向上」を通年テーマとし、会合毎のサブテーマである「商標による MSME の競争力の形成」及び「様々な知的財産の包括的保護を通じた MSME の競争力の向上」の下議論を行った。

各会合では、日本、米国、EU、スイス、豪州等の先進国から、各国の経験・知見や取組が共有されると共に、先進国のみならずフィリピン、エクアドル、エルサルバドル等の途上国からも知的財産活用のための取組等が共有された。なお、我が国は、10 月の通常会合のサブテーマを提案するとともに、コンセプトペーパーの起草を行っている。

一方で、インドからは、共同提案国作成のコンセプトペーパーに対し、IP ポートフォリオの保護やエンフォースメント等による技術移転における負の影響等について質問がなされたほか、TRIPS 理事会は、特許と営業秘密といった知的財産の相乗効果についての議論をする場はふさわしくない旨発言がなされた。

## ③ 知的財産と公共の利益

本議題は、2017 年 6 月の TRIPS 理事会において、ブラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり、知的財産と公共の利益の観点から強

制実施権やボーラー条項、特許性の基準等に関して各国の知見を共有する目的で新たに提案されたもの。2020 年は、著作権の制限及び例外 (TRIPS 協定第 13 条) におけるスリーステップテストに関連する各国の取組、新型コロナウイルス感染症の対応に関連した特許以外の領域 (AI、3D プリントのような技術や、データ、営業秘密等) における TRIPS 協定の柔軟性適用の可能性について議論が行われた。

前者 (著作権の制限及び例外) については、南アフリカ、インド及びインドネシアから、各国の取組や経験に関する情報共有の要請があり、台湾及び中国から各国の法令について紹介がなされる一方、スイスからは、スリーステップテストの解釈と WTO 協定上の法的義務との関係を議論することは TRIPS 理事会の所掌ではなく、紛争解決機関 (DSB) で議論すべきとの発言がなされた。

後者 (特許以外の領域における TRIPS 協定の柔軟性) については、途上国からは、知的財産は医薬品の研究開発や供給等に障壁をもたらす得るものであり、TRIPS 協定の柔軟性によりこのような障壁を取り除くべきであること等の主張がなされた。

これに対し、日本、米国、EU、スイス、カナダ等の先進国からは、医薬品等の発明を促進するうえでの知的財産制度の重要性、新型コロナウイルス感染症の対応における自発的なライセンス等ボランティアベースでの取組の必要性、ドーハ宣言の柔軟性に係る議論における知的財産の保護と公衆衛生の保護のバランスを考慮する必要性等について主張がなされた。

## ④ TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置

本議題は、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づき、先進国は後発開発途上国 (LDC) への技術移転を促進及び奨励するため、先進国領域内の企業及び機関に奨励措置を提供することとされているところ、先進国が作成した報告書に基づいて活発な意見交換を行うことを目的としたもの。

2020 年は、LDC が特に積極的に議論に参加し、農業・エネルギーなどの分野で LDC の優先順位が高いことを表明すると同時に、円滑な技術移転実施のため LDC 及び先進国双方にフォーカルポイントを設置することや、LDC からのフィードバックが盛り込まれるよう報告書フォーマットを変更すること、第 66 条 2 における技術移転の奨励措置と第 67 条の技術協力を明確に区別すべきこと等、評価メカニズムに関する提案及び主張がなされた。

一方、先進国側からは、LDC における技術移転にかか

るニーズは様々で画一的な奨励措置の実施は困難であり、その促進のためには LDC における知的財産制度の整備を含む環境整備や、技術移転の強制ではなく相互に合意された自発的な技術移転が重要である点について主張がされた。

### ⑤地理的表示に関する検討

地理的表示とは、“シャンパーニュ”（ワイン）、“ゴルゴンゾーラ”（チーズ）等のように、単なる商品の表示ではなく、商品の品質や評判がその生産地の地理的な要素に主として由来する場合の生産地を特定する表示であり、TRIPS 協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS 協定第 22 条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同第 23 条では、ぶどう酒（ワイン）と蒸留酒について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与えることを想定している。これには、第 22 条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001 年のドーハ閣僚宣言（パラグラフ 12 (b) 及び 18) において、(i) TRIPS 協定第 23 条 4 でビルト・イン・アジェンダとされた、ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき、新ラウンドの枠内で交渉を行うこと、(ii) 第 23 条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象産品をワイン・蒸留酒以外の産品に拡大することにつき、2002 年末までの TRIPS 理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告することが合意された。以降、精力的な議論が行われているものの、2021 年 2 月現在において、EU、スイス、インド等の地理的表示の一層の保護強化を主張する諸国と、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド等の現在の保護水準の維持を主張する諸国との間の対立は激しく、特段の進展は見られていない。

### ⑥TRIPS と公衆衛生に関する TRIPS 協定改正

2001 年のドーハ閣僚宣言に基づき、医薬品を製造する能力のない開発途上国による特許の強制実施権の活用方法に関する具体的解決策につき、2003 年 8 月 30 日の一般理事会において TRIPS 協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言のパラグラフ 6 の実施に係る決定を採択、TRIPS 協定第 31 条 (f) 及び (h) の義務の一時免除（ウェーバー）が認められ、強制実施権によって製造された医薬品を、製造能力のない開発途上国に輸出す

ることが可能となった（所謂、パラ 6 システム）。

その後、2005 年 12 月 6 日の一般理事会において、上記決定の内容を TRIPS 協定第 31 条の 2 及び同附属書並びに附属書補遺に反映する協定改正議定書が、2003 年 8 月 30 日の一般理事会議長声明の再読み上げと併せて採択された。

TRIPS 理事会においては、上記決定に基づいて行われるパラ 6 システムの年次レビューの機会に、各国における上記決定の実施状況及び議定書の受諾状況について事務局から報告が行われてきた。TRIPS 協定改正議定書は WTO 加盟国の 3 分の 2 が受諾したときに当該改正を受諾した加盟国について効力が生じ、その他の加盟国については加盟ごとに受諾の時に効力を生ずる。当初の TRIPS 協定改正議定書の受諾期限は、2007 年 12 月 1 日であったが、各加盟国の受諾状況を踏まえ TRIPS 理事会の提案により受諾期限は、一般理事会の承認を得て累次延長されてきたが、2017 年 1 月 23 日に、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦及びベトナムの 3 か国が新たに受諾したことによって、発効要件である WTO 加盟国の 3 分の 2 の受諾をみたし本改正議定書が発効した。なお、我が国は 2007 年に既に受諾手続を完了していたため、我が国においても同日付けで効力が生じることとなった。我が国では、本改正議定書に対応する制度について既存の特許法等関連法令で対応可能であったところ、受諾時において関連法令の改正は行っていない。

### ⑦ノン・バイオレーションに係る猶予期間

他の加盟国の措置が協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害された場合に、WTO の紛争解決手段を利用することができるとする「ノン・バイオレーション申立て（GATT 第 23 条 1 (b)）」の TRIPS 協定への適用に関する猶予期間については、累次の閣僚会議において延長されており、第 11 回閣僚会議（ブエノスアイレス閣僚会議）において、2019 年に開催予定の次回閣僚会議まで適用猶予期限を延長することが決定された（その後、2018 年 7 月の一般理事会において、第 12 回閣僚会議を 2020 年 6 月に開催すること、適用猶予期間を 2019 年末とすることが決定された。）。

以降の TRIPS 理事会においても「ノン・バイオレーション申立て」の範囲と態様に関する議論が行われてきたものの、適用賛成派（米国、スイス）と反対派（EU や、インド、南アフリカ等の途上国）の懸隔が埋まらず、2019 年 12 月の一般理事会において、2020 年に開催予

定であった第 12 回閣僚会議 (MC12) まで適用猶予期間を延長することが決定されたものの、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、MC12 の開催は再延期されている状況である。

### ⑧新型コロナウイルス感染症に対する知的財産分野での対応

本議題は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、TRIPS協定の柔軟性と公衆衛生についてTRIPS理事会で議論すべきと主張する南アフリカより提案され、7月の通常会合から、新型コロナウイルス感染症関連の知的財産措置の情報交換を目的として新たに登録されたものである。7月及び10月の通常会合においては、各国から、新型コロナウイルス感染症への対応として自国で取られている知的財産関連の措置等について紹介がなされたほか、本議題の扱いについて、南アフリカ、インド、チリ等からは、個別の国内措置に限定せず、新型コロナウイルス感染症が及ぼしている影響について IP landscape の観点から広い範囲で議論すべきとの主張がなされた。議長からは、国内措置の紹介に留めるべきと主張する国と、より広い範囲で議論すべきと主張する国があり、本議題を常設とすることは依然センシティブであるため、次回もアドホックな議題とする旨発言があった。

### ⑨新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め、治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める提案

インド及び南アフリカから、コロナ対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、2020年10月2日付けでTRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のためにTRIPS協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）について当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされたことを受け、10月の通常会合にて議論を実施。

本提案について、共同提案国、インドネシア、スリランカ等の賛成国に対し、日本、米国、EU、英国、カナダ、豪州、ブラジル、チリ、エクアドル等は、知的財産保護の重要性を主張し、懸念を表明している。これらの加盟国・地域からは、例

えば①知的財産はワクチン・治療薬等へのアクセスの障害とはなっていない、②ワクチン等の生産には開発企業による営業秘密・ノウハウの技術移転が不可欠なところ、仮に知的財産の保護義務を免除したとしても、各国での自主的な生産は困難であり、むしろ企業間の円滑な技術移転に逆効果、③将来のパンデミックに備えるためにも研究開発を促す知的財産の保護は重要、等の主張がなされている。また、少なくとも数の国が立場を保留しており、累次の公式及び非公式のTRIPS理事会で議論が行われたが、コンセンサスは形成されていない（なお、2021年2月時点で、インド、南アフリカに加え、ケニア、エスワティニ、パキスタン、モザンビーク、ボリビア、ベネズエラ、モンゴル、ジンバブエ、エジプト、LDCグループ及びアフリカグループが共同提案国入りしている。）。2020年12月10日のTRIPS理事会公式会合において、同提案についてコンセンサスに至っていないこと、TRIPS理事会において議論を継続することを一般理事会に報告することで各国が合意し、合意した内容のとおり2020年12月17日の一般理事会に報告された。2021年2月23日のTRIPS理事会公式会合においても、同様の内容について同年3月の一般理事会に報告することで各国が合意している。

### ⑩LDCに対するTRIPS協定第66条1に基づく経過期間延長要請

TRIPS協定第66条1に基づく経過期間は、LDCからの正当な理由のある要請に基づいてTRIPS理事会が認めることとなっており、これまで2回、2005年11月29日及び2013年6月11日のTRIPS理事会において延長が認められた。本議題は、チャド（LDCグループ代表）から、2021年7月1日を期限とするLDC経過措置に関し、期限の延長（終期の明示なし）及びLDCを卒業した場合にも卒業の日から12年間、TRIPS協定の規定（第3条から第5条を除く）を適用しない旨提案がなされたことを受け、10月の通常会合から新たに登録されたもの。

2020年10月の通常会合においては、提案国であるチャド（LDCグループ代表）から、LDCは財政的、経済的及び行政的な制約等未だ多くの困難に直面しており、国際貿易の文脈において最も弱い立場である状況は変化していないこと、新型コロナウイルス感染症拡大に関連する様々な措置により、LDC

の国内財源の不足、高い債務水準及び脆弱な医療制度等の状況は明らかに悪化しており、経済発展に長期的な影響を与える可能性があること、LDCにおいて実行可能な技術を創出するためには TRIPS 協定上の柔軟性が必要であること等、提案趣旨の説明がなされた。

本提案に対し、中国、南アフリカ、インドネシア、インド、ナイジェリア等の途上国側からは、新型コロナウイルス感染症禍の LDC において産業及び技術セクター等を成長させるためには継続した TRIPS 協定からの義務免除が必要であること等を理由として、当該期間の延長を支持する発言があり、EU及び英国からは、経過期間延長への支持と併せて、引き続き議論することにオープンである旨も言及がなされた。

これに対し、日本及びスイスからは、TRIPS 協定の義務履行に向けた取組を進めるインセンティブの確保や、知的財産制度の経済発展への寄与の観点から今後の検討において適切に考慮されることを期待する旨、本提案に係る更なる議論に対してオープンである旨等の発言がなされたほか、米国からは、本提案への関与の可能性を探るべく検討中である旨言及がなされた。

本会合ではコンセンサスは形成されず、次回通常会合においても議論を継続することとなっている。

## ⑪紛争案件

TRIPS 協定発効から 2020 年 12 月末までに、42 件の TRIPS 協定に関わる紛争案件について協議要請がなされ、うち 20 件のパネルが設置された(資料編第 3 章参照)。

近年では、ウクライナ (DS434) ・ホンジュラス (DS435) ・ドミニカ共和国 (DS441) ・キューバ (DS458) ・インドネシア (DS467) が豪州のタバコ製品の包装に関する規制措置について協議要請(それぞれ 2012 年 3 月、4 月、7 月及び 2013 年 5 月)を行った事案がある。2014 年 4 月の DSB 会合で統一パネルが設置されたが、DS434 については、2015 年 5 月に DSU 第 12 条 12 に基づくウクライナの要請により手続が停止し、12 か月経過をもって終了した。本件措置は、タバコ包装について、①一定面積以上に所定の様式による健康被害警告を表示することを義務付け、②商標の使用を原則禁止としつつ、銘柄名・企業名等についてのみ所定の背景色・フォント・箇所に記載す

ることを許容し(図形的商標の使用禁止)、③形状、表面処理、材料、色等の仕様を制限するものであり、本件手続では、表示・包装・ラベル等に関する強制規格としての側面に関する TBT 協定上の論点の他、商標規制としての側面に関して TRIPS 協定上の多数の論点が争点となった。TRIPS 協定上の商標に関する具体的な論点は、原産国で登録された商標を他国でもそのまま登録・保護すべきとするパリ条約第 6 条の 5 に反するか(同協定第 2.1 条)、(タバコ製品という)物品の性質に基づく商標登録の障害にあたるか(同 15.4 条)、商標の保護は、第三者の使用を排除する消極的権利に留まるか、積極的に使用する権利まで含まれるか(同 16.1 条)、「商標の商業上の使用は…特別な要件により不当に妨げられてはならない」という同 20 条に違反しないか、等が挙げられる。

本ケースについては、2018 年 6 月にパネル報告書が発出され、パネルは、いずれの争点についても協定不整合性を認めなかった。その後、ホンジュラス (DS435) ・ドミニカ共和国 (DS441) の 2 国が上訴していたものの、2020 年 6 月、上級委員会はパネル報告書を支持し、豪州の措置が協定違反ではないとする最終報告書を配布したことにより終了した。パネル報告書の概要については、第 II 部第 11 章(基準認証) 2. 主要ケース (7) 参照。

なお 2020 年は、EU がトルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置について協議要請を行った事案 (DS583) でパネルが構成され、また、韓国が日本の輸出管理に関する措置について協議要請を行った事案 (DS590) でパネルが設置されており、DS590についてはパネル設置要請段階で TRIPS 違反が指摘されている。

2000 年までの案件は、経過期間が満了していた先進国相互間の事案、協定発効と同時にすべての加盟国に履行義務が生じた内国民待遇・最恵国待遇についての先進国から開発途上国への事案が占めていたが、近年の TRIPS 協定関連の紛争処理の申立ては鈍化してきている。我が国としては、各国法制度の TRIPS 協定整合性といった制度面の問題ばかりでなく、権利者からの協力を得つつ権利行使手続や取締り等の実効面・運用面での TRIPS 協定の履行状況の問題についても積極的な把握に努めるとともに、加盟国間での紛争案件の動向についても注視し、また、TRIPS 協定の実効性を十全ならしめるための適切な対応を講じることが望ましい。



## 強制技術移転を巡る議論

### 1. 強制技術移転を巡る国際的な動き

強制技術移転を巡る国際的関心は近年高まっている。2017年5月のG7タオルミーナ首脳コミュニケでは、「我々は、真に公平な競争条件を促進するため、あらゆる貿易歪曲的な慣行（ダンピング、差別的な非関税障壁、強制的な技術移転、市場を歪曲する政府及び関連機関による補助金その他の支援を含む。）の撤廃を推進する。」<sup>1</sup>とされ、市場歪曲的措置の一例として、強制的な技術移転を取上げ、撤廃すべきものとしている。

また、2018年6月のG7シャルルボワ首脳コミュニケでは、「我々は、真に公平な競争条件を促進するため、特に市場指向的ではない政策・慣行及び強制的な技術移転又はサイバーによる窃取等の不適切な知的財産権の保護に対処し、既存の国際ルールの執行及び必要な場合は新たなルール構築のために協働する。」<sup>2</sup>としている。

G7の取組と歩調を合わせる形で、2018年5月の三極貿易大臣会合（共同声明付属文書<sup>3</sup>）では、第三国の技術移転に関する政策及び慣行に関する懸念が表明され、これを基に、現在、三極で強制技術移転に関する議論が進められてきた。2020年1月の共同声明には「第三国による強制技術移転措置を防ぐことを目的とした主要な規律のあり得る要素や、強制技術移転に対処する必要性に関し他のWTO加盟国にアウトリーチを行い、コンセンサスを構築する必要性、及び輸出管理や安全保障目的のための投資管理、それぞれのエンフォースメント手段、新たなルール作りを通じたものを含め、有害な強制技術移転政策及び措置を止めるための効果的な方法に対するコミットメントについて議論した」<sup>4</sup>との記載があり、議論の内容が紹介されている。また、日米EUの産業界も「日米欧経済団体による三極貿易大臣会合に向けた共同声明」<sup>5</sup>において、「特に（輸出補助金以外の）産業

補助金、国有企業（SOE）の行為、並びに強制的技術移転といった、市場歪曲の慣行に効果的に対処するための一貫した包括的ルールが欠如しており、ルールと実態とのギャップに、早急に対処する必要がある。」と求めるなど、産業界の期待も高い。

＜2018年5月 三極貿易大臣会合共同声明のポイント抜粋＞

1. JV規制、外国出資規制、行政審査や許認可プロセス、その他の方法を通じて、外国企業から国内企業への技術移転を要求したり圧力をかけたりしてはならないとの見解を共有
2. 外国企業が、国内企業に技術をライセンスする際、国内企業を優遇するような非市場的な条件で行うことを強制する行政措置がもたらす悪影響を議論
3. 技術及び知的財産を獲得し、当該国企業への技術移転を行うため、外国企業及びその財産に投資・吸収することを、指示及び不公平な方法で促す、政府の慣行を禁止するために有用な際はベストプラクティス共有、メカニズムの確立の必要性について議論
4. 機微な商業上の情報や営業秘密にアクセスし、これら情報を商業上の利益のため使用することを目的とした、外国企業のコンピュータ・ネットワークへの不正な侵入及びそこから窃取を支援するような政府の行動を非難

### 2. 米国の動向

米国は、2017年8月18日、中国による強制的な技術移転等について通商法第301条に基づく調査を職権で開始した。2018年3月22日、米国は、4つの調査対象（強制的な技術移転、ライ

<sup>1</sup> 外務省 G7 タオルミーナ首脳コミュニケ パラ 20 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000260045.pdf>)。

<sup>2</sup> 外務省 G7 シャルルボワ首脳コミュニケ（仮訳）パラ 5 ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4\\_004125.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_004125.html))。

<sup>3</sup> 経済産業省 2018年5月31日 日米欧三極貿易大臣会合 共同声明（仮訳）附属書2：技術移転政策及び慣行に関する共同声明 (<https://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180531009/20180531009-1.pdf>)。

<sup>4</sup> 経済産業省 2020年1月14日 日米欧三極貿易大臣会合 共同声明（仮訳）<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200114007/2020011407-1.pdf>

<sup>5</sup> 経団連 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/001.html>

センス契約等における特定条項の強制、組織的な米国企業の買収、営業秘密の窃取等)について、いずれも不合理又は差別的なものであって、米国の商業に負担又は制限となっていると認定した。301 条報告書のポイントは、下記のとおりである。

(a) 強制的な技術移転

中国政府は、不透明・裁量的な行政承認プロセス、合弁事業要件、外国株式制限、政府調達、及び米国企業の中国事業に規制・介入するための様々な手法を用いて、中国企業への技術・知財の移転を要求している。

(b) ライセンス契約等における特定条項の強制

契約に一定内容の条項(補償、改良技術の権利等)についての条項)を入れることを強制するなど、中国政府の法律・政策等により、米国企業が中国企業とライセンス交渉やその他の技術関連交渉を行う際、市場ベースの条件を設定する能力が奪われ、米国企業の中国における技術支配力が弱められている。

(c) 組織的な米国企業の買収

最先端の技術・知財を取得するとともに、産業計画上重要な分野において大規模な技術移転を生み出すため、中国政府が、中国企業による米国企業への投資や買収を指揮又は不当に促進している。

(d) 営業秘密の窃取等

中国政府が、米国の商用コンピュータネットワークへの不正侵入や、サイバー空間を利用した知財、営業秘密、企業の機密情報の窃取を実行・支援している。その後、同年 6 月 15 日に 818 品目・340 億ドル相当の品目のリスト(リスト 1)を公表し、同年 7 月 6 日にリスト 1 の品目に対し 25%の追加関税を発動した(第一弾)<sup>6</sup>。同年 8 月 7 日に、279 品目・160 億ドル相当の品目のリスト(リスト 2)を公表し、同年 8 月 23 日にリスト 2 の品目に対し 25%の追加関税を発動した(第二弾)<sup>7</sup>。同年 9 月 18 日に 5745 品目・2000 億ドル相当の品目のリスト(リスト 3)を公表し、同年 9 月 24 日にリスト 3 の品目に対し

10% の追加関税を発動した(第三段)<sup>8</sup>。第三弾については、2019 年 5 月 10 日に関税率を 25%に引き上げた<sup>9</sup>。2019 年 8 月 13 日に 3000 億ドル相当の品目のリスト(リスト 4)を公表し、同年 9 月 1 日にリスト 4 の一部の品目に対し 10%の追加関税を発動(第四弾)した<sup>10</sup>。

中国は、WTO 加盟に際し、技術移転を許認可等の条件としない旨を追加的に約束しており(中国加盟議定書第 7 条 3 項)、WTO 加盟後はあからさまな形で技術移転を要求することは基本的になく、中国は強制技術移転の存在自体を否定しているとの指摘もある<sup>11</sup>。他方、米国企業をはじめとする先進国企業は、中国企業への先端技術の移転を事実上強いられているとの声があり、301 条報告書は、中国の政府が口頭で技術移転を要求したり、政府・共産党と密接な関係を有する中国企業を通じ、外国企業に技術移転を要求する等して、引き続き、技術移転を強制していると指摘する<sup>12</sup>。

なお、中国は上記米国の措置について二国間協議要請をしており、第一弾及び第三弾についてはパネル報告書を踏まえ米国より上訴通知が行われており、(DS543)、第二弾及び第四弾については協議段階(それぞれ DS565 及び DS587)となっている。

このような中、2020 年 1 月 15 日、米中間で、知的財産の保護、技術移転の禁止、農水産品の貿易障壁の撤廃、金融市場の開放、通貨に関する政策及び透明性、貿易拡大等に関する合意がなされた。

米国は、2019 年 12 月 15 日に発動予定だった 15%の追加関税(第四弾追加関税の未発動部分)の発動を見送るとともに、2020 年 2 月 14 日、2019 年 9 月 1 日に発動済みであった第四弾追加関税を 15%から 7.5%に引下げた。他方、中国も、米国の追加関税措置を受けて発動・公表していた対米追加関税措置のうち、2019 年 12 月 15 日に発動予定だった 10%又は 5%の追加関税の発動を見送るとともに、2020 年 2 月 14 日、2019 年 9 月 1 日に発動済みであった追加関税を 10%から

<sup>6</sup> USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/july/ustr-releases-product-exclusion>。

<sup>7</sup> USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/august/ustr-finalizes-second-tranche>。

<sup>8</sup> USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/september/ustr-finalizes-tariffs-200>。

<sup>9</sup> USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/may/statement-us-trade-representative>。

<sup>10</sup> USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/august/ustr-announces-next-steps-proposed>。

<sup>11</sup> 川合弘造、平家正博「中国の知財権保護・技術移転と米国通商法—米国の立場から」ジュリスト 2019 年 10 月号 45 頁。

<sup>12</sup> 同上。

5%又は5%から 2.5%にそれぞれ引き下げた。<sup>13,14</sup>

### 3. 中国の政策動向

上記のような動きに対して、中国側も 2019 年 3 月に成立した外商投資法において、強制技術移転の禁止（第22 条）を明記するなど、WTO 加盟議定書の約束に加え、国内法においても、強制的な技術移転の禁止を規定する動きが出ている。外商投資法の実施細則にあたる実施条例は、11 月 1 日から 12 月 1 日まで、司法部が意見募集を実施し、国務院は 2019 年 12 月 31 日に、「中華人民共和国外商投資法実施条例」<sup>15</sup>を公布した。また、2019 年 3 月 18 日、国務院から、一部の行政法規の改正を行う旨の発表があり、技術輸出入管理条例（TIER）の諸規定の削除が公表された（「中華人民共和國國務院令」（第 709 号）。規定は、公布日（3 月 2 日付）より有効とされている。削除された条項は、以下のとおり。

#### 【技術輸出入管理条例（TIER）】

- ・第三者の権利を侵害した際の補償責任を外国企業に負わせる（第 24 条）
- ・中国側が技術を改良すれば、改良技術は中国側に帰属する（第 27 条）
- ・外国企業が技術ライセンス契約の内容を制限することを禁止（第 29 条）

#### 【中外合資経営企業法実施条例（JV 規則）】

- ・合弁相手への技術ライセンス契約を原則 10 年に限定し、その後は、技術を自由に使えるようにする（JV 規則第 43 条 3 項、4 項）

2020 年 1 月 1 日に施行された暗号法において、ソースコード等の開示を求めることを禁止している一方、データ安全管理弁法（草案）では、事業者に対するデータの提供を義務付ける条項があるなど、懸念がある。また、同弁法第 27 条では、個人情報提供時、本人同意取得について、国家安全及び社会公共利益、個人情報主体の生命の安全等、例外の裁量範囲が広がっているのではないかとの懸念がある。

また、2019 年12 月28 日に公表された「輸出管理法」（意見募集稿第 2 稿）<sup>16</sup>が制定施行された場合、安全保障貿易管理の観点からの技術情報の中

国国外への移転の際の輸出許可管理が強化される見通しである。例えば、中国国内の日系企業の R & D 拠点で開発した技術を日本その他の中国国外に移転する際に、中国当局への技術情報の開示が求められ、そこで事実上の技術情報収集がされてしまう懸念がある。

<参考：中国外商投資法本文（抜粋）>

第 22 条 中国は外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を守り、知的財産権の権利人及び関連権利人の合法的権利と利益を守る。知的財産権侵害行為に対して法律に従って法律責任を断じて追求する。中国は外商投資中に自己意思で、またビジネスルールのもとで技術的協力を行うよう奨励する。技術的協力の条件は投資各社で公平原則に従って平等で協議のうえ定めるものとする。行政機関及びその従業員は行政的手段を利用して技術を強制的に譲渡してはならない。

<参考：暗号法（抜粋）>

第 31 条（中略）暗号管理部門と関係部門及びその職員は、商用暗号従事組織と商用暗号の検査、認証機構に対し、ソースコード等の暗号に関連する専有情報を開示するよう求めてはならず、かつ自身が職責遂行上知り得た商業秘密とプライバシーについて厳格に保護し、それを漏えいし又は不法に他人に提供してはならない。（後略）

<参考：データ安全管理弁法（意見募集稿）（抜粋）>

第 27 条 ネットワーク運営者は、他人に個人情報を提供する前に、生じうる安全リスクを評価するとともに、個人情報主体の同意を得なければならない。次の各号に掲げる事由に該当する場合を除く。

(1) 合法的に公開されたチャンネルを通じて収集し、個人の意思に反していることが明確でないとき、(2) 個人情報主体が自発的に公開している場合、(3) 匿名化処理を行っている場合、(4) 法律執行機関が職責を履行するために必要なとき、(5) 国家安全及び社会公共利益、個人情報主体の生命の安全に関わる時。

<sup>13</sup> USTR [https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice\\_of\\_Modification-January\\_2020.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification-January_2020.pdf)

<sup>14</sup> 中华人民共和国財政部 [http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcejiudu/202002/t20200206\\_3466538.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcejiudu/202002/t20200206_3466538.htm)

<sup>15</sup> 中华人民共和国中央人民政府 [http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content\\_5465449.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm).

<sup>16</sup> CISTEC [http://www.cistec.or.jp/service/china\\_law.html](http://www.cistec.or.jp/service/china_law.html)

第36条 国務院の関係管轄部署が、国家安全保障、社会管理、経済的調整（制御）など職責の必要を目的として、法令及び行政規制の規定に従ってネットワーク運営者に関連データ（\*）提供を要求した場合、ネットワーク運営者は提供しなければならない。

\* 「関連データ」の定義なし

#### 4. 日米欧の対応

2020年1月15日に米中間で合意された文書<sup>17</sup>では、Chapter 2において、強制技術移転に特化したルールを規定している。具体的には、①民間企業同士による技術移転について、政府の圧力によって行われなことを確保することの約束、②産業計画の対象となる産業やセクターにおける外国技術獲得のための、外国投資のサポートや指示の禁止、③行政手続やライセンス要求により、技術移転を要求したり圧力をかけたりすることの禁止、④許認可や市場アクセス、利益付与の条件として、自国企業が所有するもしくは自国企業にライセンスされた技術を使うよう、要求したり圧力をかけたりすることの禁止等、三極の共同声明や301条調査結果で指摘した問題点に対処する内容となっている。

日本は、2020年11月15日に署名されたRCEPで、主に第10章（投資）において、強制技術移転に関係する規律を盛り込んでいる。具体的には、①他国の投資家の投資財産の設立、運営、売却等の条件として、a) 特定の技術、製造工程等財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること、b) 自国の領域において生産された物品を購入・利用・優先すること、c) ライセンス契約の下での使用料（ロイヤルティ）に係る一定の率又は額を採用すること、を要求・強制することの禁止、②法人に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することの要求の禁止、③事業を実施するための条件として、自国の領域においてコンピュータ関連設備を利用・設置することの要求の禁止、等を規定している。

2020年12月30日に大筋合意に至った欧中包

括的投資協定（CAI）では、第2部（投資の自由化）において、①域内の企業の設立及び運営に関連して、a) 特定の技術、製造工程等財産的価値を有する知識を域内の者に移転すること、b) 域内において生産・提供された物品・サービスを購入・利用・優先すること、c) 域内に本部を設置すること、を要求・強制することの禁止、②法人に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することの要求の禁止、③自然人及び企業間の技術移転及びライセンスについて要求・強制・介入等の禁止、等を規定している。

今後の課題は、直近の米国、日本、EUの個別の取組を総括し、前述の三極貿易大臣会合の共同声明を踏まえて強制技術移転を効果的かつ包括的に防止する規律の国際化に向けた検討が求められるよう。

#### 5. OECD レポートによる分析

2017年11月、OECDは、「International Technology Transfer measures in an interconnected world」を公表<sup>18</sup>し、技術移転に関する政策として、以下の6つのカテゴリーに分類した：①Absorptive capacity policies、②Measures related to IPR、③FDI promotion measure、④FDI restrictions and FDI screening、⑤Performance requirements、⑥Investment incentives。

2017年のOECDレポートでは、①中国を含む新興国においては規制やパフォーマンス要求が多いこと、②例えばR&D要求は稀だが、中国では市場アクセスとのセットで行われており、外国企業も他国であれば拒否するが、中国の場合、市場の大きさ、魅力がインセンティブとなっている点、指摘している<sup>19</sup>。また、同レポートでは、強制技術移転に関するルールとして、FTAや投資協定には、TRIMs プラスルールがある点を指摘し、パフォーマンス要求は、途上国にとって人気のツールであるが、市場や資源へのアクセス等、企業が技術移転を受け入れざるを得ないようなメリットがないと有効でない場合もあると、指摘している。さら

<sup>17</sup> USTR [https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/phase%20one%20agreement/Economic\\_And\\_Trade\\_Agreement\\_Between\\_The\\_United\\_States\\_And\\_China\\_Text.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/phase%20one%20agreement/Economic_And_Trade_Agreement_Between_The_United_States_And_China_Text.pdf)。

<sup>18</sup> OECD [https://www.oecd-ilibrary.org/trade/international-technology-transfer-measures-in-an-interconnected-world\\_ada51ec0-en](https://www.oecd-ilibrary.org/trade/international-technology-transfer-measures-in-an-interconnected-world_ada51ec0-en)。

<sup>19</sup> 西脇修 「寄稿 日米EU 三極貿易大臣会合の取り組みについて」JMC Journal, January 2020。

に、投資協定のトレンドとして、禁止措置のリストを拡大する傾向にある。上記のような特定措置の履行要求については、WTO の TRIMs 協定や、二国間投資協定、FTA において一定程度禁止されているが十分でないとも指摘しているおり、ここにグローバルなルールメイキングの必要性と可能性があると見える<sup>20</sup>。

OECD は、さらに 2019 年 1 月に「International Technology Transfer Policies」<sup>21</sup>を公表した。同レポートにおいて、技術移転措置は、強制性が強

い、JV 規制やパフォーマンス要求(技術移転要求等)から、強制性が弱い、補助金等インセンティブによるものに分けられ、技術移転政策について、問題となる程度が低いものから高いものについて、下記のとおり類型化しており、今後のルールで作りの議論の参考となる。

OECD 「 International Technology Transfer Policies 」 P8, (Figure 1. The Initial ITT continuum)



## 6. 今後の課題

強制的な技術移転に対する今後の取組の課題の一つとして、情報収集、証拠収集の困難さが挙げられる。OECD レポートにも指摘があったとおり、企業が、進出国の市場や資源に魅力を感じている場合、強制されて技術移転を行っていても、問題視していない可能性がある。また、政府による技術移転が、法令等に基づかないものである場合、企業が自発的に技術を現地企業に提供している形になり、進出先国政府からは、そのような技術移転は企業が自発的に行っているものであり、強制していないと反論される。進出先国政府からの報復や良好な関係を維持するため、企業が声をあげられないという可能性もある。

課題の二つ目として、強制的な技術移転に対応するためのルール化の困難さ及び履行の難しさが挙げられる。米国は、301 条措置による関税引き上げを交渉材料として、技術移転措置をやめさせるよう個別交渉を行っている。このような米国の対応の理由として、ルールを作っても、上述の証拠収集の難しさ等から、履行を確保できるのか。

また、市場等の魅力と引き替えに、自発的に技術を移転しているようなケースをルール化できるのかという、ルールによる問題解決の限界についての懸念があるように思われる。また、法令で明確に要求されないような形での技術移転をどのように措置を特定してルール化するのかという問題もあり、今後、さらなる検討が必要となっている。

<sup>20</sup> 同上。

<sup>21</sup> OECD [https://www.oecd-ilibrary.org/trade/international-technology-transfer-policies\\_7103eabf-en](https://www.oecd-ilibrary.org/trade/international-technology-transfer-policies_7103eabf-en).